



上海事務所: 上海市黄浦区九江路399号華盛大厦1007室 (TEL: 86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市工業園区中新路8號貴都大厦3FC2 (TEL: 86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市福田区竹子林紫竹七道8号求是大厦西座30層3018室 (TEL: 86-755-8831-6995)

【INDEX】

中国法改正ニュース

1. 《企業所得税優遇政策の経過措置実施に関する通知》
2. 《加工貿易禁止類商品目録》
3. 《個人所得税法改定に関する決定》
4. 2008年1月より施行の法律法規

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

新年のご挨拶

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

旧年中は一方ならぬご愛顧を賜わり厚くお礼申し上げます。当社も皆様のお陰をもちまして、無事に新春を迎えることができました。本年も社員一同、一層努力いたす所存でございますので、何卒、倍旧のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

貴社のご発展と社員の皆様の益々のご健勝をお祈り申し上げます。

Y'S CONSULTING スタッフ一同

中国法改正ニュース

1. 《企業所得税優遇政策の経過措置実施に関する通知》

《企業所得税法》及び《企業所得税法实施条例》の実施に伴い、国务院は《企業所得税優遇政策の経過措置実施に関する通知》を公布した。通知のポイントは以下の通りである:

- (1) 2008年1月1日より、従来の法律で低税率優遇政策を受けていた企業は、新税法施行後5年間で徐々に法定税率に移行する。これまでの所得税率が15%の外資企業は、08年には18%、09年には20%、10年には22%、11年には24%、12年には25%の優遇税率となる。これまでの所得税率が24%の企業は、08年には25%の優遇税率となる。
- (2) 従来の“二免三減”、“五免五減”などの定期減免税優遇を受けていた企業は、新税法施行後も従来の税法の規定に基づき、期限満了まで継続して優遇を受けることができる。ただし、利益計上で

きずに優遇政策を享受していない企業の優遇期間は、本法施行年度より起算する。

- (3) 優遇政策経過措置を受けることができるのは、07年3月16日までに工商局など登録管理機関で設立手続きを完了した企業に限る。優遇政策経過措置の実施項目及び範囲は《企業所得税優遇政策経過措置実施リスト》に基づいて執行する。

《企業所得税優遇政策経過措置実施リスト》のポイントは以下の通り:

- (1) 上海浦東新区に設立された生産性外商投資企業及び空港・港・鉄道・道路・発電所など、資源・交通プロジェクトに従事する外商投資企業の企業所得税率は15%とする。
- (2) 上海外高橋・天津港・深圳福田・深圳砂頭角・大連・広州などの保税区内の生産性外商投資企業の企業所得税率は15%とする。
- (3) 蘇州工業園区に設立された生産性外商投資企業の企業所得税率は15%とする。
- (4) 生産性外商投資企業に対し、経営期間が10年を超える場合は、利益計上した年度から起算し、1年目と2年目は免税、3年目から5年目は半額とする。

2. 《加工貿易禁止類商品目録》

07年12月21日、4月に引き続き、07年で2度目の《加工貿易禁止類商品目録》(商務部・税関総署公告

2007年第110号)が公布された。本目録は08年1月21日より試行される。今回の内容は輸出禁止のみとなっている。ポイントは以下の通りである。

- (1) 新たに追加されたのは589品目で、主なものとしては、動物製品、植物製品、動植物性油脂、食品、飲料、鉱物製品、化学製品プラスチック及びプラスチック製品、アルミニウム製品である。また、絶滅の危機に瀕している動植物成分を使用した製品も含まれており、皮製品、動物の毛や織物、アクセサリー、眼鏡、時計などが例示されている。
- (2) これまでに商務主管部門の許可を得た上で税関に申請したものについては、許可された契約期間内の輸出は認められる。企業単位で管理されている加工貿易事業については、08年1月21日まで輸出が認められる。

- (3) 本目録は保税區、輸出加工区など税関特殊管理監督区域にも適用される。ただし、本目録公布以前に区内にすでに設立された企業は対象外となる。

3. 《個人所得税法改定に関する決定》

第10回全国人民代表大会常務委員会第31回会議において、《中華人民共和國個人所得税法》を以下のように改定することが決定した。

《第6条第1款第1項》

賃金・給与所得は、毎月の収入額から経費として2000元を差し引いた残額を、課税所得額とする。

本決定は2008年3月1日より試行する。《個人所得税法》は、本決定に基づいて改定され、新たに公布される。

4. 2008年1月より施行の法律法規

2008年1月より新法25件が施行される。その内、主な法律法規は以下の通りである。

都市・農村計画法: 都市・農村を分割する計画制度の改善を行う。

動物防疫法: 動物伝染病の予防・伝染状況の報告・法律責任などが定められている。

就業促進法: ニュースレター07年10月号参照

労働契約法: ニュースレター07年7月号参照

企業所得税法／企業所得税実施条例／耕地占用税暫定条例: ニュースレター07年12月号参照

従業員有給休暇条例: 勤続年数が1年以上10年未満の場合は年休は5日、10年以上20年未満の場合は10日、20年以上の場合は15日と定める。

北京市食品安全条例: 北京市行政区内の食品生産経営及び食品安全監督管理などの活動に適用。

中国最新情報

【上海】上海市委常委会「十不承諾」を提出

1月21日に上海市で行われた規律検査委員会会議において、上海市委の俞正声書記は、委常委会を代表して「十不承諾」(10個の禁止項目の取り決め)を提出した。内容は、公務員の親族を含めた利益享受を禁止するものである。

【蘇州】望亭国際物流園の建設スタート

有名物流企業2社の起工に伴い、蘇州市物流発展計画で決定した大型物流基地である望亭国際物流園の建設がスタートした。望亭国際物流園の周辺には製造業が集約され、建設中の高速道路は物流園を無錫碩放空港に繋ぎ、将来的には、貯蔵、配送、梱包、組立加工、情報サービスを一体化させ現代的物流園とする予定である。

【深圳】香港オクトパスカード深圳でも使用可に

香港の電子マネーであるオクトパスカードが深圳の一部の店舗で使用可能となった。現在使用できるのは、羅湖商業城と羅湖駅にあるファーストフード店のみに限られているが、今後は香港・深圳でのオクトパスカードと深圳通カードの相互利用の拡大を目指している。

本ニュースレターの著作権は弊社に帰属します。本文内容の無断での複製・転載を禁じます。
Copyright ©Y's consulting limited